

- ・ 登録拒否要件

遊漁船業の登録を受けようとする者が、以下の要件のいずれかに該当するときは、遊漁船業者の登録はできません。

- ア 遊漁船業者の登録を取り消され、取り消された日から 2 年を経過してしない。
- イ 遊漁船業者の登録を取り消された法人において、取り消された日から 30 日前までの間にその法人の役員であった人で、取り消された日から 2 年を経過していない。
- ウ 遊漁船業事業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過していない。
- エ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 2 年を経過していない。
- オ 遊漁船業法、船舶安全法、船舶職員法、漁業法若しくは水産資源保護法又は都道府県漁業調整規則などに違反し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 2 年を経過していない。
- カ 遊漁船業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人がアからオまでのいずれかに該当する。
- キ 法人でその役員のうちアからオまでのいずれかに該当する人が含まれている。
- ク 遊漁船業務主任者を選任していない。
- ケ 事故等の発生により利用客の生命・身体に生じた損害の賠償に備えた保険のてん補額が基準（旅客定員 1 名当たり 3,000 万円以上）に適合していない。